

岩手県企業局管理規程第4号

企業局公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県企業局長 小島 純

企業局公舎管理規程の一部を改正する規程

企業局公舎管理規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公舎料)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 公舎料は、月額とし、その額は、<u>使用に係る公舎の延べ面積に当該公舎の専用物置の面積を加算した面積（1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。）に、別表に掲げる当該公舎の構造及び延べ面積の区分に応じ、同表の経過年数及び金額の欄に定める金額を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、駐車場（公舎に入舎する者が保有する自動車を駐車するための場所をいう。）を有している公舎の公舎料の額は、同項の規定により算出された額に駐車場1区画の利用につき1,450円を加算した額とする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定により算出された公舎料の額が1,000円未満の場合にあつては1,000円とし、当該額が1,000円以上の場合であつて当該額に10円未満の端数があるときにあつては当該端数を10円に切り上げた額とする。</u></p> <p>5 公舎の使用期間が1月に満たない場合の公舎料の額は、<u>前3項の規定により算出された額</u>を日割りで計算した額とする。</p> <p>6 [略]</p>	<p>(公舎料)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 公舎料は、月額とし、その額は、<u>公舎の構造、延べ面積、経過年数等を考慮して局長が別に定める額とする。</u></p> <p>3 公舎の使用期間が1月に満たない場合の公舎料の額は、<u>前項の規定による公舎料の額</u>を日割りで計算した額とする。</p> <p>4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。